

令和5(2023)年度諮問(一)第7号
令和5(2023)年度答申(一)第7号

「生活保護法に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和3（2021）年8月18日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第25条の規定による生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求事案の経過は概ね以下のとおりである。

- 1 平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人（世帯主）と審査請求人の妻の二人からなる世帯に対して、生活保護の支給を開始した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人が企業年金を受給していたにもかかわらず、処分庁に法第61条に基づく収入変動に係る届出を行っていないことが判明したため、処分庁は、審査請求人に対し、受給した企業年金の金額がわかる資料の提出を指導した。
- 3 令和〇（〇〇）年8月〇日、審査請求人は、処分庁に企業年金に係る関係書類（企業年金連合会老齢年金振込通知書及び公的年金等の源泉徴収票）を提出した。

処分庁は、審査請求人が受給した令和〇（〇〇）年分の年金額、令和〇（〇〇）年分の支給予定額及び令和〇（〇〇）年6月に支給された年金額等を確認した。

- 4 令和3（2021）年8月18日、処分庁は、上記3の審査請求人が令和〇（〇〇）年6月に受給した企業年金について、月額を算定した上で、制度上、遡及して収入認定できる同年6月分から8月分までについて、同年9月から11月までの各月に分割して収入に充当して、審査請求人の企業年金等の収入認定額を変更することとして、同年9月1日付けで保護を変更する決定を行った（以下「本件処分」という。）。

また、遡及して収入認定することができない同年5月分以前の企業年金受給額については、法第78条を適用し、不実の申告により保護を受けたことによる徴収金として返還を命じることとした。

- 5 令和3（2021）年8月下旬、処分庁は、審査請求人に本件処分に係る令和3（2021）年8月18日付け生活保護変更通知書（以下「変更通知書」と

いう。)を発出した。

6 令和3(2021)年〇月〇日、審査請求人が処分庁を訪れ、「(9月から11月の各月において)企業年金が2か月分収入認定されることは聞いていなかった。」「説明されたのに自分が覚えていないだけかもしれないが、聞いていない。」旨を主張した。

7 令和3(2021)年11月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求を行った。

8 審査庁は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定により、令和5(2023)年7月21日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、法第61条に規定する、収入等の生計の状況に変動があったときの処分庁への届出義務を知らなかったため、企業年金受給後の届出を行わなかったものである。
- (2) 企業年金の収入認定について不服がある。令和〇(〇〇)年6月に支給された企業年金について、何の説明もなく、同年9月分(以後)の保護費から徴収(収入認定)されていた。同年〇月〇日の〇月分の保護費支給日にそのことを知らされた。
- (3) 令和〇(〇〇)年6月に支給された企業年金について、6月分から8月分までの受給額を、9月から11月の3か月に分割して、9月から11月までの各月の収入に認定するとの説明は受けていない。説明を受けていれば審査請求はしていない。

処分庁は、審査請求人が同年〇月〇日に処分庁を訪れた際に、上記の収入認定の取扱いについて説明し、審査請求人が理解・了承した旨を主張するが、そのような説明は全く受けていない。

- (4) 毎月送付される保護決定通知書は、何をいくら収入に認定したのか、徴収金はいくらなのか全く分からないため、記載内容を明確にして欲しい。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定等について

ア 関係法令の規定

(ア) 資料の提供等の求め

法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（略）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と規定し、同項第1号で、要保護者の資産や収入状況が掲げられている。

(イ) 届出の義務

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(ウ) 費用等の徴収

法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

イ 国の通知等

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第2条第9号第1号に規定する法定受託事務であり、法令のほか国の通知等に基づいて行われており、これら国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられている

(7) 恩給、年金等の収入認定の取扱い

昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による実施要領について」(以下「実施要領」という。)の第8「収入の認定」の1(4)ア(以下「実施要領第8の1(4)ア」という。)において、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨)を、各月の収入認定額として差し支えない。」とされている。

(イ) 収入充当額の認定を変更すべき事由が事後に明らかになった場合の取扱い

実施要領の第10「保護の決定」の2(8)(以下「実施要領第10の2(8)」という。)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」とされている。

(ウ) 扶助費の戻入、返還の取扱い

平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」第13の問13-2(扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例)(以下「別冊問答集問13-2」という。)で、収入増の事実が明らかになったため、既に算定した収入充当額

が減少となったときの扶助費の戻入、返還の取扱いについて、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は実施要領第10の2(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。」とされている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 未申告収入に対する法第78条の適用の妥当性について

- (ア) 処分庁の弁明書によれば、処分庁は、本件処分に先立って、令和〇(〇〇)年〇月に審査請求人に関して法第29条に基づく課税調査を行い、審査請求人が令和〇(〇〇)年分の企業年金を受給していたが、法第61条の規定による届出を行っていなかったことが判明したため、法第78条の不実の申請その他により保護を受けた者に該当すると判断して、令和〇年分の企業年金受給額について、徴収金により返還を求める決定（以下「費用返還処分」という。）を行ったことが認められる。
- (イ) これに対し、審査請求人は反論書において、企業年金が未申告であったことについて、法第61条の届出義務を不知であったため申告しなかった旨を主張することから、当該主張が事実であれば、法第78条の不実の申告とまでは言えず、処分庁の費用返還処分は妥当性を欠くことになる。
- (ウ) しかしながら、処分庁の弁明書によれば、処分庁は審査請求人に対して、令和〇(〇〇)年〇月、令和〇(〇〇)年〇月及び令和〇(〇〇)年〇月に法第78条に基づく徴収金返還処分を行ったこと、審査請求人は保護開始時に法第61条に基づく収入の申告義務について確認のうえ、確認書に記名したこと、処分庁は令和〇(〇〇)年〇月に、審査請求人に不正受給防止のしおりを送付していることが認められ、また審査請求人自身、反論書で「妻の収入申告を行わなかったことについて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇反省している」旨述べていることから、審査請求人は法第61条の申告義務を了知していると認められる。
- (エ) よって、処分庁が行った費用返還決定処分は妥当と認められ

る。

イ 企業年金に係る収入認定の妥当性について

- (ア) 処分庁の弁明書の添付書類によれば、処分庁は、審査請求人から令和〇(〇〇)年8月〇日に提出された企業年金連合会老齢年金振込通知書により、令和〇(〇〇)年中に審査請求人に支払われる企業年金の年額が68,962円であることを確認し、同月18日付け保護決定調書で企業年金を収入認定している。
- (イ) 企業年金の収入認定に当たっては、(ア)の当該年金の年額68,962円を12月で除した額の小数点以下を切り捨てた額である5,746円を月額とし、遡及変更して収入認定が可能な3か月分(6月、7月及び8月分)を9月以後の各月の当該年金額と合わせて収入に認定し、少なくとも9月分及び11月分の保護決定調書における当該年金の収入について、上記認定月額5,746円の2か月分となる11,492円を認定しているため、上記実施要領第8の1(4)アにより当該年金受給額を分割して収入認定し、実施要領第10の2(8)により、当該年金受給の確認月からその前々月までの月額分を次回支給月以後の収入充当額として計上したことが認められる。
- (ウ) 審査請求人は、令和〇(〇〇)年6月に支給された企業年金の収入認定について、9月から11月までの3か月に分割して認定するとの説明を受けておらず、同年〇月〇日の保護費支給日に知らされた旨主張しているが、処分庁のケース記録票によれば、同年〇月〇日、〇月〇日及び〇月〇日の3度、処分庁は審査請求人に本件処分に係る説明をしたことが認められる。
- (エ) また、審査請求人は、保護決定通知書の内容が分かりにくい、保護決定調書(変更)を見ればわかるが、毎月の保護決定通知書では収入額等がわからないと主張するが、本件処分に係る変更通知書によれば、世帯主の年金手当等の収入認定額変更との記載や、他の収入額に企業年金2か月の収入充当額も含めて記載があるため、実施要領第10の2(8)後段括弧書きに基づき、分割認定扱いの趣意を命じた通知を発したと認められる。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

処分庁は、被保護者である審査請求人が企業年金を受給したため、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後になって明らかになったことから本件処分を行った。そこで、審査会は、本件処分の妥当性について、次の(1)から(3)までの3つの観点から検討する。

(1) 未申告収入に対する法第78条の適用の妥当性について

審査請求人は、法第61条の届出義務を不知であったため、企業年金受給による収入増に係る届出を行わなかった旨を主張し、暗に不実の申請により保護を受けたものではない旨を訴えているが、第4の2(2)ア(ウ)を踏まえると、当該義務を了知していたものとみるのが相当である。

よって、処分庁が、審査請求人の受給した令和〇(〇〇)年分の企業年金額について、法第78条を適用して徴収金の返還を求めたことは妥当である。

(2) 企業年金の収入認定の妥当性

ア 各月の収入額の認定

処分庁は、令和〇(〇〇)年8月〇日、審査請求人が未申告であった企業年金収入について、令和〇(〇〇)年分の支給月が同年6月と12月であること及び年額が68,961円であることを確認し、各月の収入認定額を5,746円(68,961円/12月、端数切捨て)とした上で、同年6月支給分について、支給月の6月から次回支給月前月の11月までの6か月に分割して、各月の収入額を認定しており、実施要領第8の1(4)アの取扱いに沿った取扱いを行ったと認められる。

イ 収入増が事後に判明した場合の収入認定処理

(ア) 処分庁が、審査請求人の企業年金受給の事実を確認した月である令和〇(〇〇)年8月からその前々月の6月分までの3か月分の企業年金額について遡及して収入認定し、それに伴い返還を要することとなる額について、次回の保護費の支給月(9月)以後の収入に充当して調整を行ったことそれ自体は、実施要領第8の1(4)ア及び実施要領第10の2(8)の考え方に沿った取扱いであると認められる。

(イ) しかしながら、6月分から8月分までの企業年金月額について、

9月から11月までの各月の企業年金額にそれぞれ合算して2か月分の額を収入額として認定したことは、実施要領第10の2(8)の趣旨に沿った取扱いと言えるか疑義がある。

(ウ) 審査会が事務局を通じて審査庁に、(イ)に関して確認したところ、次のとおり回答があった。

a 処分庁の行った収入認定処理は、実施要領第8の1(4)ア及び実施要領第10の2(8)の趣旨に完全に沿ったものではないが、別冊問答集問13-2の考え方にに基づき、9月以後の各月の企業年金の収入認定額を「2か月分の企業年金額」とすることにより、実施要領第8の1(4)ア及び実施要領第10の2(8)に拠ると同等の調整を図ったものであり、結果として、収入認定すべき金額(6月分から8月分までの企業年金受給額に相当する額。以下「収入認定相当額」という。)が、次回支給月(9月)以後の収入充当額に計上され、本来なされるべき処理と同様の処理がなされている。

b aを踏まえると、収入認定処理が実施要領第8の1(4)ア及び実施要領第10の2(8)の趣旨に完全に沿ったものではなかったことをもって、直ちに本件処分が不当なものであったとまでは言えない。

(エ) 以上を踏まえると、企業年金に係る収入認定処理に一部、実施要領に沿っていない点があるものの、審査請求人に係る収入認定相当額と、6月分から8月分の企業年金月額合計額が同一であり、結果として、収入認定相当額が次回支給月以後の収入に充当して処理が行われていることから、支給する保護費の額に変更は生じず、本件処分を取り消すことの実質的意味は見いだせない。

(3) 収入充当額の変更についての審査請求人への周知の妥当性について

ア 実施要領第10の2(8)で、本件処分のような処分を行う場合に、扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、「趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。」とされている。

イ 審理員は、本件処分に係る変更通知書について、企業年金収入について分割認定取扱いの趣意を明示した通知を發したものと認められる旨を主張するが、これに対して審査請求人は、処分庁から毎月送付される

生活保護決定通知書は、何をいくら収入に認定したか等がわからない旨を主張する。

ウ 本件処分に係る処分庁の変更通知書を見ると、「保護変更理由」欄の企業年金の収入認定に関するものと思われる記載は、「世帯主の年金手当等の収入認定額変更」とあり、企業年金の収入充当の取扱いに係る具体的な記載はなかった。

エ 審査会が事務局を通じて審査庁に、ウについて確認したところ、次のとおり回答があった。

(ア) 実施要領第10の2(8)の「趣意を明示した通知」について、本県では生活保護変更通知書により行っており（同通知書の「保護変更理由」欄に趣意を表記する。）、この通知書とは別の通知文を改めて作成する運用は行っていない。

(イ) 「趣意を明示した通知書」という趣旨からすると、処分庁の「保護変更理由」欄の記載は、もう少し具体的に記載をした方が丁寧であったかもしれないが、収入認定額を変更するものであることは明記されている。

(ウ) 本件処分のような処分を行う場合の事務手続きは、通常、処分庁職員が事前に被保護者に対して口頭で概要を説明し、その上で生活保護変更通知書を被保護者に通知する。

本件処分においても、処分庁のケース記録に、変更通知書の発出前に審査請求人に対して本件処分に係る説明を行ったことが記載されている。

オ エを踏まえると、処分庁の変更通知書の「保護変更理由」欄の記載は、「企業年金受給により返還を要する保護費について、収入に充当して調整を行うもの」であることを正確に伝えるには十分な表現ではなかった。

ただし、生活保護の法制度上、収入増の事実が事後に明らかになった場合に、支給済の保護費で返還を要する額を、次回の保護費の支給月以後の収入充当額として計上することが認められていることから、仮に「保護変更理由」欄の記載が十分な表現ではなかったとしても、そのことをもって直ちに本件処分を取り消すべきであるとまでは言えない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、審査請求人の企業年金を合算して収入認定したことが実施要領の趣旨に沿っているか、収入充当額の変更に係る審査請求人への周知の方法が十分であったかという二つの点で疑義はあるものの、結論として違法な処分であったとして取り消すべきとまでは言えない。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

処分庁においては、被保護者の収入増の事実が事後に明らかになった場合の保護費の返納に係る手続きについて、生活保護変更通知書の保護変更理由をより詳細に記載するなど、被保護者の理解が十分に得られるよう、実施要領の趣旨に沿った事務処理に努めるべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年7月21日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年1月26日 (第70回審査会第1部会)	・ 第1回審議
令和6(2024)年2月28日 (第71回審査会第1部会)	・ 第2回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)